

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 開示の実施の方法

一 文書又は図画の開示の実施の方法から、スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものを交付する方法を削除すること。

二 電磁的記録の開示の実施の方法から、フレキシブルディスクカートリッジに複写したものを交付する方法を削除すること。

三 電磁的記録の開示の実施の方法に、電子情報処理組織を使用して行う方法を追加すること。

(第九条関係)

第二 施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行すること。(附則関係)